

「限度額適用認定証」「標準負担額減額認定証」の

国民健康保険

交付申請をお忘れなく

7月2日から
申請受付

問

国民健康保険課
(0798・35・3120)

国民健康保険（以下、国保）の「限度額適用認定証」「標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日です。引き続き認定証が必要な人は、7月2日以降に国民健康保険課（市役所本庁舎1階）、各支所、アクタ西宮ステーション（各市民サービスセンターを除く）で交付申請をしてください。認定証は即日交付します。各支所等で申請した場合は後日、郵送します。

なお、保険料の滞納があると交付できない場合があります。

手続きに必要なもの

- ◆ 認定証が必要な人の国保被保険者証
- ◆ 手続きする人の本人確認書類
免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）など
- ◆ 世帯主と認定証が必要な人のマイナンバー（個人番号）がわかるもの

※手続きする人が世帯主や同一世帯員でない場合は、代理権が確認できる書類（世帯主の保険証や委任状など）が必要

高額な療養を受けるときの
窓口負担を限度額内に

「限度額適用認定証」

高額な療養を受けるときに、国保被保険者証と「限度額適用認定証」を医療機関等に提示すると、一部負担金の支払いが限度額内になります＝右表参照。

※70歳以上の一般世帯および現役並みⅢ世帯の人は、高齢受給者証の提示で、高額な療養を受けるときの一部負担金の支払いが自己負担限度額内になるため、限度額適用認定証は不要です

住民税非課税世帯
入院時の食事代を減額

「標準負担額減額認定証」

住民税非課税世帯の人が入院したときは、「標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することで、患者負担の食事代を減額することができます。

後期高齢者医療制度に加入している人について

住民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下、減額認定証）を、現役並みⅠ・Ⅱの人は8月より「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで一部負担金が右下表の自己負担限度額までとなります。減額認定証をお持ちの人は、入院時の食事代も減額されます。

現在、減額認定証を持ち、8月以降も引き続き対象となる人には、7月下旬に新しい減額認定証を送付しますので、申請は不要です。

減額認定証または限度額適用認定証が必要な人は、申請をしてください。

問 高齢者医療保険課 (0798・35・3192)

◇ 高額療養費の自己負担限度額 ◇

区分	所得要件（※1）	1カ月当たりの自己負担限度額
70歳未満	ア	901万円超 25万2600円（総医療費が84万2000円を超過した場合は、その超過分の1%を加算） 〈多数回（※2）14万100円〉
	イ	600万円超 901万円以下 16万7400円（総医療費が55万8000円を超過した場合は、その超過分の1%を加算） 〈多数回9万3000円〉
	ウ	210万円超 600万円以下 8万100円（総医療費が26万7000円を超過した場合は、その超過分の1%を加算） 〈多数回4万4400円〉
	エ	210万円以下（住民税非課税世帯を除く） 5万7600円（多数回4万4400円）
	オ	住民税非課税世帯 3万5400円（多数回2万4600円）

●● 8月から70歳以上の自己負担限度額が変わります ●●

		1カ月当たりの自己負担限度額	
		外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯単位）
70歳以上	現役並みⅢ 課税所得 690万円以上	25万2600円（総医療費が84万2000円を超過した場合は、その超過分の1%を加算）〈多数回14万100円〉	
	現役並みⅡ 課税所得 380万円以上 690万円未満	16万7400円（総医療費が55万8000円を超過した場合は、その超過分の1%を加算）〈多数回9万3000円〉	
	現役並みⅠ 課税所得 145万円以上 380万円未満	8万100円（総医療費が26万7000円を超過した場合は、その超過分の1%を加算）〈多数回4万4400円〉	
	一般	1万8000円（年間上限14万4000円）	5万7600円（多数回4万4400円）
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	8000円	2万4600円
	区分Ⅰ（※3）		1万5000円

（※1）基礎控除後の「総所得金額等」の世帯合計。所得不明の場合は、70歳未満の人は「区分ア」、70歳以上の人は「現役並みⅢ」

（※2）過去12カ月以内に3回以上、限度額に達した場合は4回目から「多数回」該当となり、限度額が下がります

（※3）同一世帯の世帯主および国保被保険者（後期高齢者医療制度の場合は世帯員全員）が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除額（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人

国民年金

保険料免除や納付猶予申請

7月2日から
申請受付

問

医療年金課
(0798・35・3124)

所得が少ないなど経済的な理由や失業などで国民年金保険料の納付が困難なときは、免除・納付猶予の制度があります。

平成30年度（30年7月分～31年6月分）の申請受付は7月2日からです。

申請免除	納付猶予
所得に応じて、保険料の全額または一部が免除 【所得審査対象】 本人・配偶者・世帯主	50歳未満の人を対象に、所得に応じて、保険料の全額の納付が免除 【所得審査対象】 本人・配偶者

※所得制限等一定の要件あり

※免除等された期間分は、定額納付した場合に比べて老齢基礎年金額が減額されます

※学生は、学生納付特例申請のみ可能（要学生証）

※過去2年以内は遡（さかのぼ）って免除等申請が可能

免除等申請に必要なもの

- ◆ 年金手帳 ※退職による所得審査の特例を使う場合は、退職の事実を証明できる公的機関の証明書（雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証など）
- ◆ 認め印

20歳前傷病による障害基礎年金等の受給者は
7月中に所得状況届の提出が必要

対象者には、7月初旬に日本年金機構より所得状況届（診断書の提出が必要な人には診断書）等が送付されます。

7月31日までに医療年金課（市役所本庁舎1階）、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションに提出してください。西宮市国民年金担当（〒662-8567六湛寺町10-3・医療年金課）宛ての郵送（必着）も可。平成30年1月2日以降に転入した人は、30年度所得証明書（転入前の市区町村発行）も併せて提出してください。

外国人等高齢者・障害者特別給付金

国民年金制度発足時、在日外国人や長期間海外に滞在していた日本人は、国民年金に加入することができませんでした。

市は、このような制度的な理由により老齢基礎年金、障害基礎年金などを受給できない外国人等の高齢者（1926年4月1日以前に出生した人）や障害者（障害の原因となった病気やけがの初診日が昭和57年より前の場合など）を対象に「外国人等高齢者・障害者特別給付金」を支給しています。

公文書公開
自己情報開示請求

平成29年度は1494件

市は、平成29年度中の情報公開制度と個人情報保護制度の利用状況をまとめました。両制度は、一定の制限がありますが、「市民参加による開かれた市政」を推進するため、市の公文書を市民の皆さんの請求に応じて公開したり、市の保有する個人情報をも本人が見たり訂正したりすることができるものです。

両制度に伴う請求件数の合計は1494件（前年度1541件）でした。

両制度の年度別利用状況は、市のホームページ（ページ番号：73891225）に掲載しています。

問 情報公開課 (0798・35・3774)